

神戸新長田日本語学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、地域との交流を図り、将来母国と日本との懸け橋となる人材を育成し、日本と諸外国の交流・親善に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、神戸新長田日本語学院という。

(位置)

第3条 本学は、兵庫県神戸市長田区腕塚町9丁目7番13号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間、収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第 1 部 (午 前)	進学Ⅰコース	1年6月	20人	1クラス	10月生…20人
	進学Ⅱコース	2年	20人	2クラス	4月生…40人
	小計		60人	3クラス	4月生…40人 10月生…20人
第 2 部 (午 後)	進学Ⅰコース	1年6月	20人	1クラス	10月生…20人
	進学Ⅱコース	2年	20人	2クラス	4月生…40人
	小計		60人	3クラス	4月生…40人 10月生…20人
計			120人	6クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月または10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで
- (3) ≪一年を超えるコースの場合は、学年制に規定を置くことも可≫

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業（7月26日から8月25日まで）
- (5) 冬季休業（12月23日から1月8日まで）
- (6) 春季休業（3月26日から4月8日まで）
- (7) 秋季休業（9月26日から10月8日まで）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条 授業の終始時刻は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 第1部 始業 9：00 終業 12：25
- (2) 第2部 始業 13：10 終業 16：35

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学Iコース

授業レベル	内容	週当たり授業時間数（週数）
初級A及びB	日本語基礎となる文型を学習し、聞き・話す力を身につける。	20時間（20週間）
初中級A及びB	基礎文型を使いこなす応用力を身につけ、読み書きの力を伸ばす。	20時間（20週間）
中級A及びB	より日本語らしい表現を身につけ、日本事情や日本文化を理解する。	20時間（20週間）
計		1200時間（60週間）

(2) 進学IIコース

初級A及びB	日本語基礎となる文型を学習し、聞き・話す力を身につける。	20時間（20週間）
初中級A及びB	基礎文型を使いこなす応用力を身につけ、読み書きの力を伸ばす。	20時間（20週間）
中級A及びB	より日本語らしい表現を身につけ、日本事情や日本文化を理解する。	20時間（20週間）

上級 A 及び B	日本語らしい表現、言い回しを学び、日本に対する理解を一層深める。	20時間（20週間）
計		1600時間（80週間）

（学習の評価）

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業評価等を総合して決定し、5段階評価とする。

（教職員組織）

第10条 本学に次の教職員を置く。

- （1） 校長
- （2） 主任教員
- （3） 教員 5人以上（うち専任2人以上、うち1人主任兼務）
- （4） 生活指導担当者2人以上（うち専任1人以上）
- （5） 事務職員2人以上（うち専任1人以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

《職員会議等の会議に関する規定を置くことも可》

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- （1） 18歳以上で、12年以上の学校教育を修了した者、または同等の学歴を有する者
- （2） 日本語能力検定試験 N5 以上合格、または同等の日本語能力を有する者
- （3） 在学中の学費・生活費を支弁できる者、または本人に代わる経費支弁者がある者
- （4） 不法滞在歴・犯罪歴のない者

（入学時期）

第12条 本学への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

（入学手続）

第13条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- （1） 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- （2） 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- （3） 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、その学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 入学検定料 | 30,000円 |
| (2) 入学金 | 50,000円 |
| (3) 授業料 | 50,000円(月額) |
| (4) 教材費 | 30,000円(年額) |
| (5) 健康管理費 | 5,000円(年額) |
| (6) その他納付金 | 10,000円(年額) |

(納入)

第20条

1 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を2月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合は、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料と事務手数料を除いた生徒納付金を返還する。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この学則の施工についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和4年10月1日から施工する。